

措置評価委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第33条の2の規定に基づき、措置評価委員会に関して必要な事項を定める。

(措置評価委員会の設置)

第2条 当社は、取締役会の諮問委員会として、措置評価委員会を設ける。

(諮問事項)

第3条 当社は、清算参加者に対し業務方法書第29条、第29条の2又は第29条の3に規定する措置を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。ただし、第29条の2の措置(自己の計算による取引に係るものに限る。)を行おうとするときその他緊急の必要があるときは、この限りでない。

2 措置評価委員会は、前項の措置に関し、当社の諮問に応じ又は意見を述べるができる。この場合において、当社はこれを尊重しなければならない。

(委員)

第4条 措置評価委員会は、委員5名以内をもって構成する。

2 措置評価委員会の委員は、清算参加者の役員又は従業員以外で前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有するものうちから、取締役社長が委嘱するものとする。

3 委員の任期は、委嘱後1年とする。ただし、当社が必要と認めるときは、1年以内の当社が定める期間とする。

(委員会の招集)

第5条 措置評価委員会は、取締役社長が招集する。ただし、取締役会決議により招集することも妨げない。

(書面による委員会)

第6条 措置評価委員会は、その開催に代え、書面をもって行うことができる。

(決議の方法)

第7条 措置評価委員会は、委員(第3項の規定に該当する委員を除く。次項において同じ。)

の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 措置評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

3 委員は、特別の利害関係のある事項については、その審議に参加することができない。

(事情聴取)

第8条 措置評価委員会は、必要があると認めるときは、その事案に関係のある清算参加者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(委員の秘密保持義務)

第9条 委員又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

付 則

この規則は、平成20年6月16日から施行する。